新座市屋外広告物条例 許可申請前チェックシート

| 提出書類 | 記載する事項 | その他確認事項 |
|--|---|--|
| □ 許可申請書 | □ 「表示・設置場所」の項目の記載事項 ①地番 ②住居表示 ※野立て広告物は不要 □ 「その他」の項目に「建物敷地内広告物」又は「建物敷地外広告物」の区分を記入 ①掲出物件(柱・枠等)のマンセル値 | □ 新座市の様式であるか □ 申請図書相互の整合がとれているか |
| | □ 「掲出物件の色彩」の項目の記載事項 ②広告面の地色のマンセル値 | ※様式に書き切れない項目については、「別紙」と記入し、当該内容を記載した書類を添えてください。 |
| □ 案内図 | □ 方位 □ 道路及び目標となる地物 | □ 計画地の場所が明確に分かる縮尺であるか □ 許可地域・禁止地域の区分について確認しているか ※次ページ参照 |
| □ 配置図 | □ 方位 □ 広告物の種類・設置位置 □ 建物・塀等の位置 □ 道路の位置 □ 道路から広告物までの距離 □ 他の広告物との距離 <u>※野立て広告物の場合</u> | □ 広告物の表示・設置場所が建物の敷地内か敷地外かわかるように記載されているか □ 「新座市屋外広告物条例のしおり」P.6記載の「禁止物件」に表示、設置していないことを確認しているか |
| □ 広告物・掲出物件の図面・仕様書等 | □ 「新座市屋外広告物条例のしおり」P.7~P.15記載の広告物の区分に応じた基準の適合が確認できる事項(幅・高さ・表示面積等) □ 広告物の表示面の地色のマンセル値□ 掲出物件(柱・枠等)のマンセル値□ 片面・両面表示の区別 | □ 広告物の色彩・意匠がわかるようにカラー印刷となっているか □ 「新座市屋外広告物条例のしおり」P.2記載の「すべての屋外広告物について共通する事項」に適合していることを確認しているか □ 「新座市屋外広告物条例のしおり」P.3記載の「掲出物件の色彩基準」に適合している |
| □ 状況写真 | □ 光源の点滅の有無 □ 広告物の全ての表示面の写真 | ことを確認しているか □ 広告物の色彩・意匠がわかるようにカラー印刷となっているか |
| <u>※更新·変更·改造の許可申請の場合</u> | 広告物全景の写真 | □ 四日初の日が・急匹がわかるようにカノー中間になっているか。 |
| □ 管理者の資格証(写し) | | □ 「新座市屋外広告物条例のしおり」P.18記載の管理者であることが証明されているか □ 資格証等に有効期間の記載があるものについては、有効期間内であるか |
| □ 屋外広告物等管理者確認書 ※既存の工作物を利用する場合 | □「表示・設置場所」の項目の記載事項 ①地番 ②住居表示 <u>※野立て広告物は不要</u> | □ 新座市の様式であるか □ 点検は直近に実施しているか □ 「当初表示・設置年月」について把握し、本紙に記入しているか |
| □ 所有者等の借用承諾書等(写し) ※他人の所有又は管理する土地・建物等に出す場合 | □ 契約日·契約期間 □ 設置場所 | □ 広告物設置者(申請者)が当該土地建物等を利用し、広告物を設置する旨、土地建物等 所有者が承諾したことが確認できる内容となっているか |
| □ 道路占用許可証(写し) ※広告物が道路上に突き出る場合 | | □ 有効期限内のものであるか |
| □ 委任状 ※申請者の代わりに代理者が手続きを行う場合 | □ 日付 □ 委任者の名称・押印 □ 代理者の名称・連絡先 | □ 広告物設置者(申請者)が新座市屋外広告物条例に係る手続きを代理者に委任している ことが確認できるものとなっているか |
| 手続きについて確認する | 事項 | 問会せ生・新座市またづくりませ部 建築案本理 建築案本係 |

□ 許可申請前に事前審査を受けているか

□ 許可申請にあたり、正本・副本合わせて2部用意できているか

□ 許可申請にあたり必要な申請手数料が用意できているか

問合せ先:新座市まちつくり未来部 建築審査課 建築審査係 (TEL) 048-477-4309

(TEL) 048-477-4309 (FAX) 048-481-0500 (メール) kentiku@city.niiza.lg.jp

(メール) kentiku@city.niiza.lg.jp (HP) http://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/34/okugaikokokubutsu.html

● 許可地域・禁止地域の区分について

新座市は良好な景観の形成と風致の維持と公衆への危害の防止のため、以下の区域を「禁止地域」とし、一般広告物の表示・設置を禁止するなど規制をしています。

禁止地域となる区域毎に所管課等が異なる為、詳細な範囲については所管課にお問い合わせ下さい。なお、禁止地域以外の地域や場所は「許可地域」となります。

禁止地域と所管課

○ 本ページの禁止地域の内容は「新座市屋外広告物条例のしおり」P.5と同様となります。

| 建筑盘太 钿 | ──── 都市計画課 ──── | ¬┌─── みどりと公園課 ─── | □────── 生涯学習スポーツ課 ────── |
|--|--------------------------------|--|--------------------------------------|
| 建築審査課 | 御叩計四味 | かとりと公園味 | 上庭子自入小一ノ味 |
| □ ※市街化調整区域で市長が指定する区域 | │ │ □ 第一種低層住居専用地域 (用途地域) | □ 特別緑地保全地区 □ □ □ | │ |
| □ ※野火止用水付近の地域で市長が指定する区域 | | □ 生産緑地地区 □ 都市公園 | された建造物とその周囲100m以内の地域や史跡、名勝、天然記念物として指 |
| □ ※新座駅前南口交通広場 | │ | □ 児童遊園 | 定等された地域 |
| □ ※利座駅前用口叉通広场 | | │ □ 市民憩いの森 | · 平林寺境内林 · 平林寺 惣門、三門、仏殿、中門 |
| □ ※新座駅北口駅前広場 | | □ 準公園 | (周囲100m以内の地域を含む) |
| □ ※志木駅南口駅前広場 | | □ 保全緑地 | ・野火止用水 ・普光明寺 山門 |
| 一 人心不可不用 中國人的 1月20 | | □ ※平林寺近郊緑地保全区域 | |
| | | ₩平林寺近郊緑地特別保全地区 | 市街化区域を除く) |
| 【その他禁止地域】 □ 関越自動車道、東日本旅客鉄道、東武鉄道、西武鉄道の全区間(駅舎も含む) □ 関越自動車道の全区間の路端から両側500m以内の区域 | | ※ 市ホームページ内「新座市屋外広告物条例について」に禁止地域の範囲を示した 地図を掲載しています。お問合せ前にご確認ください。 【新座市屋外広告物条例について】 URL: http://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/34/okugaikokokubutsu.html | |
| (関越自動車道から展望できない地域を除く) □ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の建物とその敷地 □ 延床面積200㎡以上の博物館、美術館、病院とその敷地 | | 用途地域など、一部の区域については、市ホームページ内「にいざマップ」(都市計画情報マップ)でもお調べできますので、ご活用ください。 【にいざマップ】 | |
| □ 社寺、教会、火葬場の建物とその敷地 | <u>t</u> | URL: http://nigis.city.niiza.lg.j | p/niizamap/ |